

議案第 33 号

丸亀市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正について
丸亀市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を次のとおり改正したい。
令和 7 年 2 月 17 日

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

丸亀市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則
丸亀市教育委員会の事務局の組織に関する規則(平成 17 年教育委員会規則第 8 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第 8 条関係) 教育部			別表(第 8 条関係) 教育部		
課	室・担当	標準的な事務分掌(制限的に解釈してはならない。)	課	室・担当	標準的な事務分掌(制限的に解釈してはならない。)
総務課	庶務担当	(1)～(16) 略	総務課	庶務担当	(1)～(16) 略
		(17) 入学金及び奨学金の事務に関する こと。			(17)～(21) 略
		(18)～(22) 略		略	
学校教育課	学校庶務担当	(1)～(6) 略	学校教育課	学校庶務担当	(1)～(6) 略
		(7)～(12) 略			(7) 入学金、奨学金等の事務に関する こと。
	略			略	(8)～(13) 略
略			略		

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。